

雨水流出抑制の手引き－雨水排水計画協議について－新旧対照表

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>4) 協議対象となる開発行為等</p> <p>(略)</p> <p>○協議の対象としない開発行為等について</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(略)</p> <hr style="border: 0.5px solid red;"/> <p>&gt; 建築物、舗装、土間コンクリート、外構などの実際に工事を行う面積が2,000㎡未満の場合</p> </div>	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>4) 協議対象となる開発行為等</p> <p>(略)</p> <p>○協議の対象としない開発行為等について</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(略)</p> <hr style="border: 0.5px solid red;"/> <p>&gt; 建築物の建築における小規模建築物の場合</p> <hr style="border: 0.5px solid red;"/> </div>

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>4) 協議対象となる開発行為等</p> <p>(略)</p> <hr/> <hr/>	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>4) 協議対象となる開発行為等</p> <p>(略)</p> <p><u>○建築物の建築における小規模建築物の取扱いについて</u></p> <p><u>(略)</u></p>

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>4) 協議対象となる開発行為等</p> <p>(略)</p> <p>○雨水排水計画の協議手順</p> <p>(略)</p> <p>①「雨水排水計画書」の提出【申請者⇒下水道部浸水対策室】 様式第1号「雨水排水計画書」に、図1-3に示す雨水排水計画<u>図書</u>を添付し、下水道部浸水対策室へ2部提出する。</p> <p>②「雨水排水計画協議済証」を発行【下水道部浸水対策室⇒申請者】 雨水排水計画書の提出後、申請者へ発行。 ※計画内容に変更が生じた場合は、工事実施前に雨水排水計画書の変更届を _____ _____ 提出し、再協議を行うこと。</p> <p>③ (略)</p> <p>④「工事完了報告書」を提出【申請者⇒下水道部浸水対策室】 様式第4号「工事完了報告書」に図1-4に示す工事完了報告<u>図書</u>を添付し、 _____ _____ 1部提出する。 ※提出は工事完了後、速やかに行うものとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>4) 協議対象となる開発行為等</p> <p>(略)</p> <p>○雨水排水計画の協議手順</p> <p>(略)</p> <p>①「雨水排水計画書」の提出【申請者⇒下水道部浸水対策室】 様式第1号「雨水排水計画書」に、図1-3に示す雨水排水計画<u>書添付書類</u>を添付し、下水道部浸水対策室へ2部提出する。</p> <p>②「雨水排水計画協議済証」を発行【下水道部浸水対策室⇒申請者】 雨水排水計画書の提出後、申請者へ発行。 ※計画内容に変更が生じた場合は、工事実施前に雨水排水計画書の変更届を <u>下水道部浸水対策室</u>に提出し、再協議を行うこと。</p> <p>③ (略)</p> <p>④「工事完了報告書」を提出【申請者⇒下水道部浸水対策室】 様式第4号「工事完了報告書」に図1-4に示す工事完了報告<u>書添付書類</u>を添付し、<u>下水道部浸水対策室へ</u>1部提出する。 ※提出は工事完了後、速やかに行うものとする。</p>

新	旧
<p>第2章 計画</p> <p>1) 雨水流出抑制施設の基本事項</p> <p>(略)</p> <p>【解説】</p> <p>(1) 雨水流出抑制施設の設置について</p> <p>本市の雨水整備は、市街地の一部では合流式下水道が整備されており、その他の区域では主に農業用水路が雨水排水機能を担っている状況である。</p> <p>本市の地形は、河川水位等の背水影響を受けやすく、加えて近年では、都市化の進展により浸透域が減少し、浸水被害の顕在化、広域化が進んでいる。このため、開発行為等により遊水機能や貯留機能を失った土地から、雨水の短時間での河川や下水道への流出を抑制する必要がある。</p> <hr/>	<p>第2章 計画</p> <p>1) 雨水流出抑制施設の基本事項</p> <p>(略)</p> <p>【解説】</p> <p>(1) 雨水流出抑制施設の設置について</p> <p>本市の雨水整備は、市街地の一部では合流式下水道が整備されており、その他の区域では主に農業用水路が雨水排水機能を担っている状況である。</p> <p>本市の地形は、河川水位等の背水影響を受けやすく、加えて近年では、都市化の進展により浸透域が減少し、浸水被害の顕在化、広域化が進んでいる。このため、開発行為等により遊水機能や貯留機能を失った土地から、雨水の短時間での河川や下水道への流出を抑制する必要がある。</p> <p><u>なお、一定規模とは、先述の第1章4) 協議対象となる開発行為等で示している。</u></p>

新	旧
<p>第2章 計画</p> <p>1) 雨水流出抑制施設の基本事項</p> <p>(略)</p> <p>(3) 必要貯留量について</p> <p>規則第5条の中で、貯留施設の必要貯留量は1ha当たり250m<sup>3</sup>とし、現況の敷地に構造物等がある場合は、1ha当たり150m<sup>3</sup>と定めている。<u>1ha当たり150m<sup>3</sup>で必要貯留量を計算する場合は、構造物等により浸透しない部分の面積が分かる資料を提出すること。</u></p> <p>なお、緑地の確保や透水性舗装なども有効な流出抑制対策であるため、その面積に応じて別途、低減措置を設けている。</p>	<p>第2章 計画</p> <p>1) 雨水流出抑制施設の基本事項</p> <p>(略)</p> <p>(3) 必要貯留量について</p> <p>規則第5条の中で、貯留施設の必要貯留量は1ha当たり250m<sup>3</sup>とし、現況の敷地に構造物等がある場合は、1ha当たり150m<sup>3</sup>と定めている。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>なお、緑地の確保や透水性舗装なども有効な流出抑制対策であるため、その面積に応じて別途、低減措置を設けている。</p>